

# 令和3年度第1回大船渡市地域安全推進協議会

日 時 令和3年7月20日(火) 午前10時  
場 所 大船渡市防災観光交流センター会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 講 話

「管内の交通事故発生状況等について」

講師 大船渡警察署交通課長 菅原 和郎 氏

「管内の治安情勢等について」

講師 大船渡警察署生活安全課長 小原 孝介 氏

4 協 議

防犯パトロールカードの作製・配布について

5 情 報 交 換

6 そ の 他

7 閉 会

## 大船渡市地域安全推進協議会委員名簿

(任期：令和2.11.1～令和4.10.31)

氏 名	所 属 団 体 等	摘 要
江 刺 由紀子	気仙地区少年警察ボランティア協会	
山 下 タエ子	大船渡市社会福祉協議会	
近 藤 均	大船渡市防犯協会連合会	
小 畑 かよ子	大船渡市民生児童委員協議会	
橋 本 綾 子	大船渡地区人権擁護委員協議会	新任
佐々木 好 子	大船渡市各種女性団体連絡協議会	
藤 原 り つ	大船渡市更生保護女性の会	新任
吉 田 祥	岩手県高等学校長協会気仙支会 (岩手県立大船渡高等学校長)	
小 石 敦 子	大船渡市小中学校長会 (大船渡市立末崎小学校長)	
岡 崎 純 也	大船渡市PTA連合会 (大船渡市立PTA連合会理事)	新任
伊 藤 英 子	気仙地区保護司会	
菊 池 まゆみ	大船渡商工会議所	
村 上 香 菜	大船渡市農業協同組合	新任
金 野 裕 子	大船渡市水産振興連絡会 (大船渡市漁業協同組合)	
阿 部 なつ子	大船渡市交通指導隊	
鈴 木 育 恵	大船渡市交通安全母の会連合会 (盛町交通安全母の会会長)	新任
小 原 孝 介	大船渡警察署生活安全課	新任
菅 原 和 郎	大船渡警察署交通課	新任
佐 藤 真	大船渡市教育委員会事務局	
下 田 牧 子	大船渡市市民生活部	新任

# 無事故ゾーン気仙路

令和3年7月号

## 大船渡市・陸前高田市・住田町の 交通事故発生状況

【令和3年6月末現在、大船渡警察署管内】

### <令和3年度夏の交通事故防止県民運動>

- 1 実施期間  
令和3年7月15日(木)から7月24日(土)の10日間
- 2 運動の重点
  - ・ 暑さなどによる過労運転の防止
  - ・ 高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止
  - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ・ 飲酒運転の根絶
- 3 スローガン  
つくろうよ 事故無い未来を ぼくたちで



大船渡警察署

# 大船渡警察署管内等の事故発生状況

(令和3年6月末現在)

## 1 全国の死者数

本年	1,198
前年	1,357
前年比	-159
増減率	-11.7%

## 2 岩手県内の人身事故

	人身	死者	傷者
本年	734	10	870
前年	795	26	925
前年比	-61	-16	-55
増減率	-7.7%	-61.5%	-5.9%

## 3 大船渡警察署管内の事故状況

	人身	死者	傷者	物損
本年	28	2	34	439
前年	23	0	28	415
前年比	5	2	6	24
増減率	21.7%	***	21.4%	5.8%

## 4 月別事故発生状況

	本年の事故発生				前年の事故発生			
	人身	死者	傷者	物損	人身	死者	傷者	物損
1	4	0	4	132	4	0	4	60
2	4	2	2	69	5	0	6	77
3	5	0	5	63	6	0	10	70
4	8	0	11	75	0	0	0	74
5	6	0	11	53	3	0	3	67
6	1	0	1	47	5	0	5	67
7								
8								
9								
10								
11								
12								
計	28	2	34	439	23	0	28	415

## 5 2市1町別事故発生状況

		大船渡市	陸前高田市	住田町	計
		人身	本年	17	7
人身	前年	14	8	1	23
	前年比	3	-1	3	5
	増減率	21.4%	-12.5%	300.0%	21.7%
	死者	本年	1	1	0
死者	前年	0	0	0	0
	前年比	1	1	0	2
	増減率	***	***	***	***
	傷者	本年	22	7	5
傷者	前年	18	9	1	28
	前年比	4	-2	4	6
	増減率	22.2%	-22.2%	400.0%	21.4%
	物損	本年	231	155	53
物損	前年	237	122	56	415
	前年比	-6	33	-3	24
	増減率	-2.5%	27.0%	-5.4%	5.8%

## 6 特定事故(関連事項重複記載)

項目	歩行者の事故			自転車の事故			子供の事故			青少年ドライバー			高齢者ドライバー			高齢歩行者の事故		
	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者
本年	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11	1	15	1	0	1
前年	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	9	0	9	2	0	2
前年比	-1	0	-1	1	0	1	0	0	0	-3	0	-3	2	1	6	-1	0	-1
項目	高齢自転車の事故			高校生の事故														
年別	人身	死者	傷者	人身	死者	傷者												
本年	0	0	0	1	0	1												
前年	0	0	0	0	0	0												
前年比	0	0	0	1	0	1												

※「青少年・高齢ドライバー」とは、青少年(16~24歳)高齢者(65歳以上)ドライバーが第1当事者となった事故をいう

※歩行者・自転車・子供(中学生以下)・高齢歩行者・高齢自転車・高校生の事故とは、それぞれの対象者が関係した事故をいう

7 路線別発生件数

路線別	45号	107号	340号	343号	397号	主要・県道	市町村道	その他	合計
当月	0 ( )	0 ( )	0 ( )	0 ( )	0 ( )	1 ( )	0 ( )	0 ( )	1 ( )
累計	9 ( )	2 ( )	3 ( )	1 ( )	0 ( )	8 (1)	4 ( )	1 (1)	28 (2)

( )は死亡事故件数

8 類型別件数

人対車両	車両対車両						車両単独				累計
	正面衝突	側面衝突	出会頭	接触	追突	その他	転倒	逸脱	衝突	その他	
2	2	1	9	0	11	0	0	0	3 (2)	0	28 (2)

( )は死亡事故件数

9 第1当事者の事故原因別

信号無視		追越し等		交差点安全		歩行妨害		徐行不履行		前方不注意	11	安全不確認	8	累計	28
動静不注意	5	安全速度	1	一時不停止		飲酒運転		ハンドル等		間隔不保持		右側通行			
その他	3														

10 発生時間別

0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	累計
		1 (1)	1	4	5 (1)	5	6	6				28 (2)

( )は死亡事故件数

11 曜日別発生状況

曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	累計
件数	6	2	5	7	1	4	3	28
死亡事故	1	1						2

12 死亡事故ゼロ日数(R3. 6. 30現在)

大船渡市	R3.2.1	149日
陸前高田市	R3.2.21	129日
住田町	H29.12.16	1292日

13 飲酒運転検挙状況(R3. 6. 30現在)

	R3. 6月中	R3. 6月末	R2. 6月末
大船渡市	1(0)	3(1)	6(2)
陸前高田市	0(0)	1(1)	2(2)
住田町	0(0)	0(0)	0(0)
合計	1(0)	4(2)	8(4)

※ ( )書きは交通事故を伴うもの  
 ※ 捜査後確定した件数があり

# 分会別交通事故発生状況

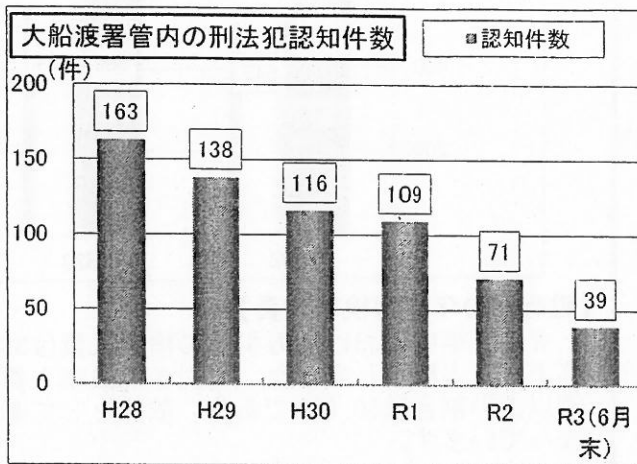
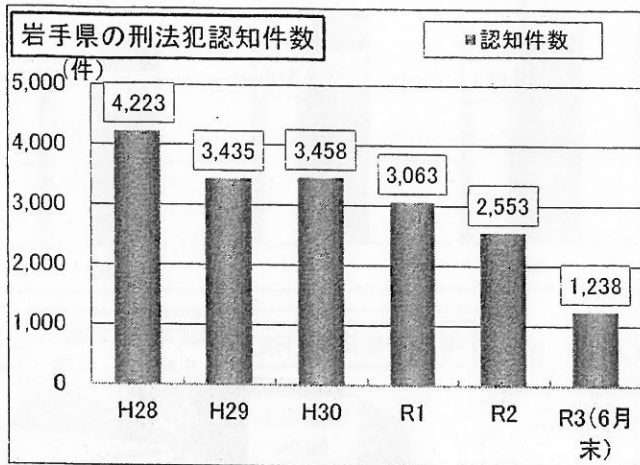
令和3年6月末現在

分会別	種別	6月中の発生				本年6月末 累計				前年同期比			
		人身	死者	傷者	物損	人身	死者	傷者	物損	人身	死者	傷者	物損
大船渡市	大船渡南				4	4	1	6	37	2	1	4	4
	大船渡北				4				38	-3		-5	
	盛				5	3		3	30	-1		-1	-14
	末崎				3	1		1	17				2
	赤崎				4	3		3	26	2		2	5
	猪川					3		6	22	1		3	2
	立根				5				32				6
	日頃市				2				17	-1		-2	-4
	越喜来				2	2		2	7	2		2	-6
	吉浜								1				-2
	綾里					1		1	4	1		1	1
		計				29	17	1	22	231	3	1	4
市陸前高田市	高田				3	3		3	36				2
	広田	1		1	1	1		1	9	1		1	-4
	小友				1	1	1		9		1	-1	5
	米崎				3				37	-2		-2	11
	気仙				2	1		2	19	1		2	10
	竹駒				3	1		1	14	-1		-2	-7
	矢作				1				14				3
	横田								17				13
	計	1		1	14	7	1	7	155	-1	1	-2	33
市住田町	世田米				3	2		3	30	1		2	8
	川口				1	1		1	14	1		1	-12
	下有住								1				-1
	上有住					1		1	8	1		1	2
		計				4	4		5	53	3		4
合	計	1		1	47	28	2	34	439	5	2	6	24

# 管内の治安情勢等について

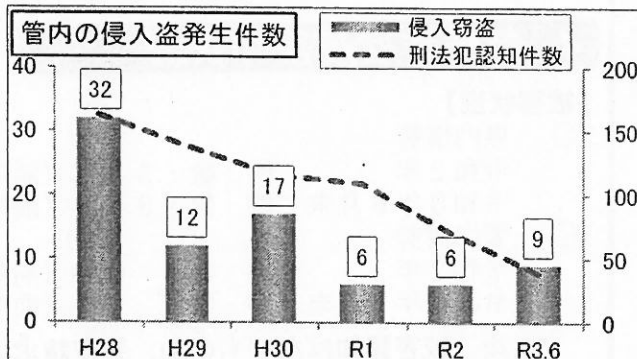
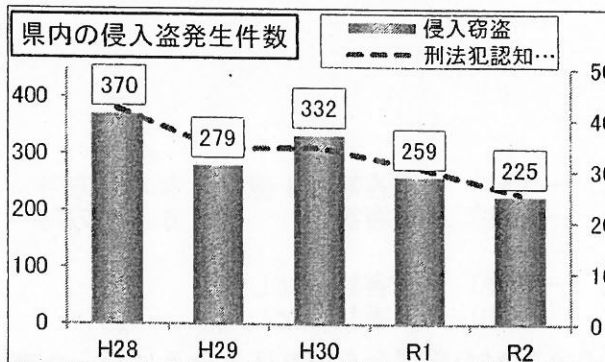
## 1 刑法犯認知件数

- 過去5年間をみると刑法犯認知件数は、減少傾向で推移しています。
- 令和2年中の刑法犯認知件数 岩手県 2,553件（前年比-510件）  
大船渡署管内 71件（前年比-38件）

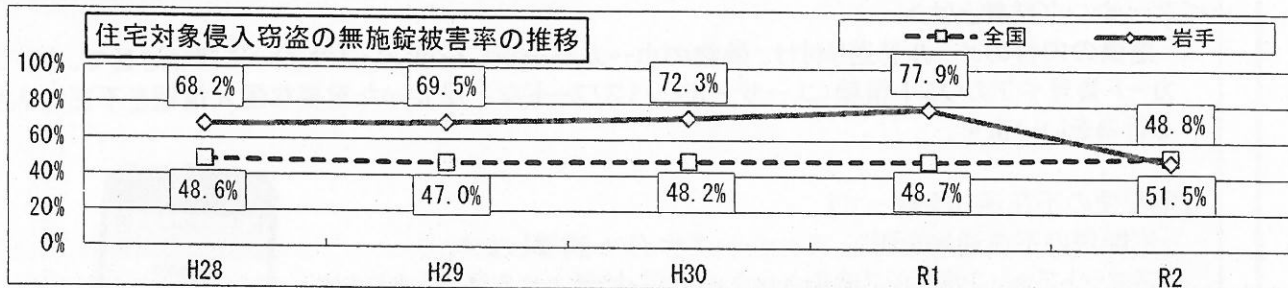


## 2 侵入窃盗被害の状況

- 県内の侵入窃盗の発生件数は、認知件数同様に減少傾向で推移しています。



### 【無施錠被害率の推移】



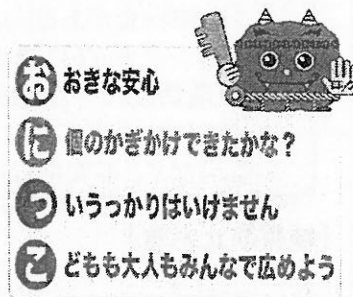
- ※ 無施錠被害率：窃盗の被害のうち、鍵をかけずに被害に遭った事件の割合をいいます。
- ※ 住宅対象侵入窃盗：空き巣、忍込み、居空き

### 【被害防止対策】

住宅対象の侵入窃盗では、無施錠の玄関、勝手口、窓等から侵入されています。

ゴミ捨てや送り迎えなどの短時間の外出でも、必ず鍵をかけましょう。また、夜間就寝中の被害が増えていますので、在宅しているときのほか、就寝時には必ず鍵をかけましょう。

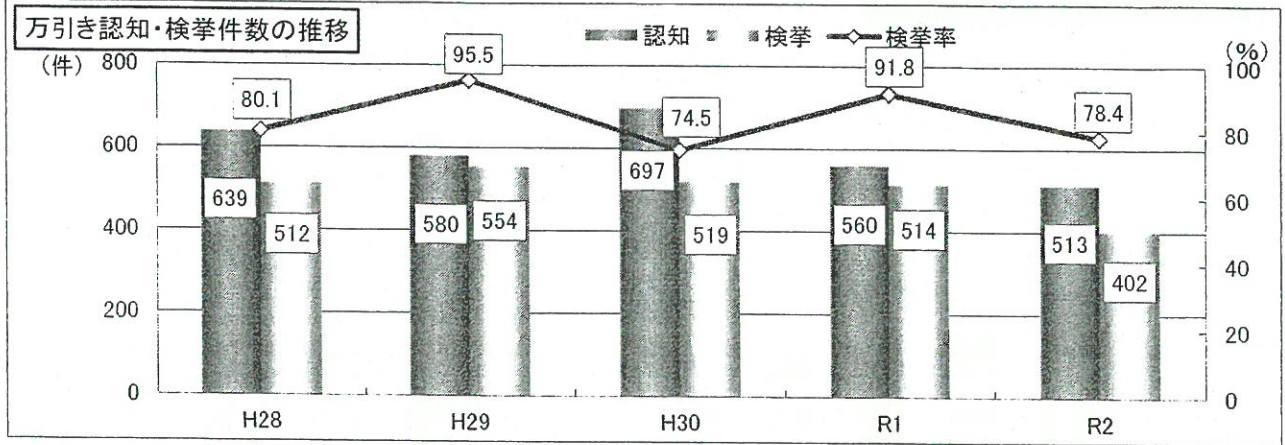
鍵かけキャッチフレーズの「おにっこ」を合い言葉に、鍵かけを励行して侵入窃盗の被害を防止しましょう。



鍵かけキャッチフレーズ「おにっこ」

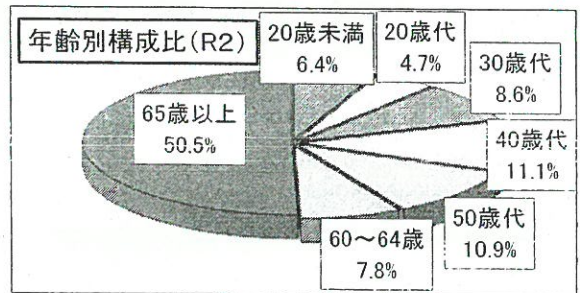
### 3 万引きの被害状況

- 県内の令和2年中における認知件数は513件で、前年より47件（8.4%）減少しています。



#### 【犯行時の年代別検挙人員】

令和2年中における万引きの検挙人員は359人で、前年より67人減少しました。万引きの検挙人員に占める65歳以上の割合は50.5%であり、依然として高い割合になっています。



#### 【管内の認知件数】

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3.6
件数	16	27	33	23	19	6

### 4 特殊詐欺被害の状況

#### 【被害状況】

- 県内情勢
 

令和2年	件数：54件	(前年比 -1件)	被害額：1億4,942万円
令和3年6月末	件数：30件	(前年比 -1件)	被害額：6,610万円
- 管内情勢
 

令和2年	件数：0件	(前年比 -3件)	被害額：なし
令和3年6月末	件数：0件	(前年比 0件)	被害額：なし

※ 被害認知はないものの、架空請求によりATMから現金を振り込みそうになった事案や、携帯電話のメールを使用したフィッシング詐欺の相談が多数寄せられています。

#### ＜フィッシング詐欺とは＞

虚偽の内容のメールを送り付け、偽物のホームページ(フィッシングサイト)に接続させて、クレジットカード番号やアカウント情報(ユーザーID、パスワードなど)といった重要な個人情報を不正に入手する行為をいいます。

#### 【宅配便の不在通知を騙って】

宅配便の不在通知を騙り、フィッシングサイトへ誘導します。  
スマートフォンをウイルス感染させウイルスを拡散させる場合もあります。

#### 【ショッピングサイトを騙って】

「未納料金がある。」「支払わないと訴訟になる。」などと不安をあおり、フィッシングサイトに誘導します。

#### 【携帯電話会社や金融機関を騙って】

「アカウントが不正にログインされている。」「口座が不正に利用されている。」などと不安をあおり、フィッシングサイトに誘導します。



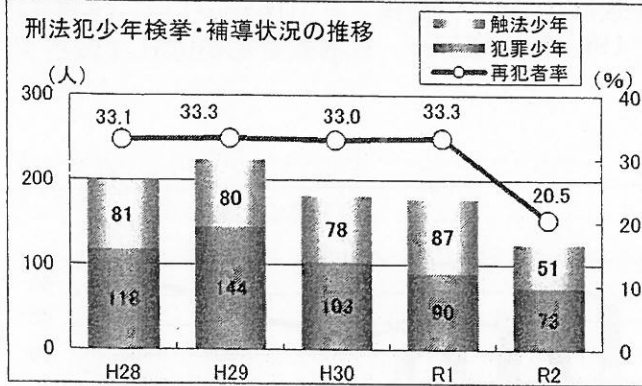
#### 【被害防止対策】

- 一人で悩まず、みんなで情報共有を図る。すぐに相談できる環境づくりの推進。
- 高齢者に分かりやすい広報を行う。



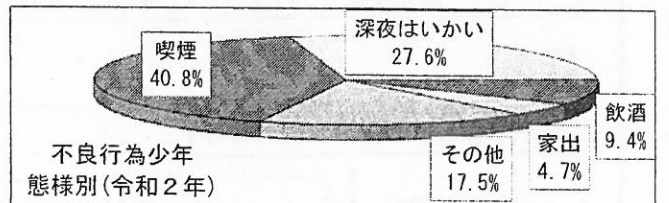
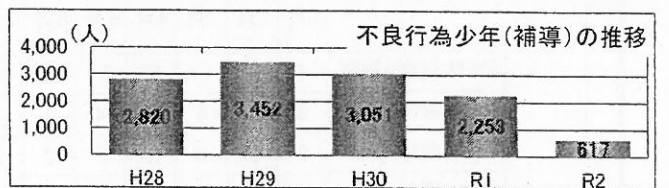
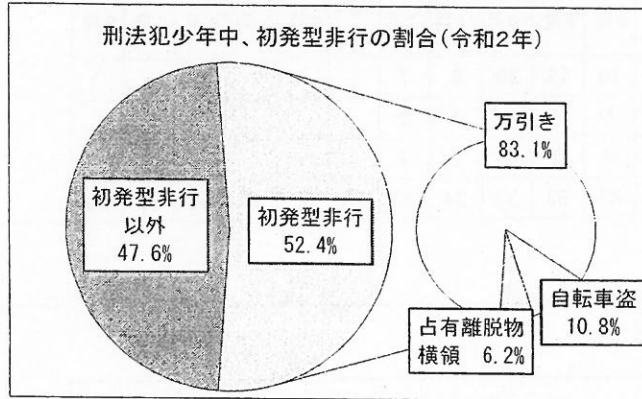
# 5 少年非行等の状況

## 【岩手県】



非行少年等の検挙・補導状況

分類別	年次別	R1	R2	前年比	
				増減	増減率
総数		2,472	777	▲ 1,695	▲ 68.6%
刑法犯少年		177	124	▲ 53	▲ 29.9%
犯罪少年		90	73	▲ 17	▲ 18.9%
触法少年		87	51	▲ 36	▲ 41.4%
特別法犯少年		30	29	▲ 1	▲ 3.3%
犯罪少年		22	17	▲ 5	▲ 22.7%
触法少年		8	12	▲ 4	50.0%
ぐ犯少年		12	7	▲ 5	▲ 41.7%
不良行為少年		2,253	617	▲ 1,636	▲ 72.6%



## 【管内】

### 【少年非行の推移】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3.6末
犯罪少年	6	15	3	10	5	5	4	3	2	1	0
触法少年	8	5	5	1	1	2	3	4	1	1	0
少年補導	83	119	67	74	73	82	140	86	73	8	9

### 【少年補導の行為別の推移】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3.6末
飲酒	4	2	7	1	3	1	2	1	4	0	2
喫煙	42	61	12	13	28	7	21	6	5	6	5
粗暴行為	1	0	0	2	0	0	0	5	2	0	0
暴走行為	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
家出	1	0	1	5	0	3	5	1	2	0	2
無断外泊	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
深夜はいかい	32	56	45	51	42	70	112	66	53	0	0
退学	0	0	2	1	0	0	0	0	2	2	0
その他	1	0	0	0	0	1	0	4	5	0	0

### <用語の説明>

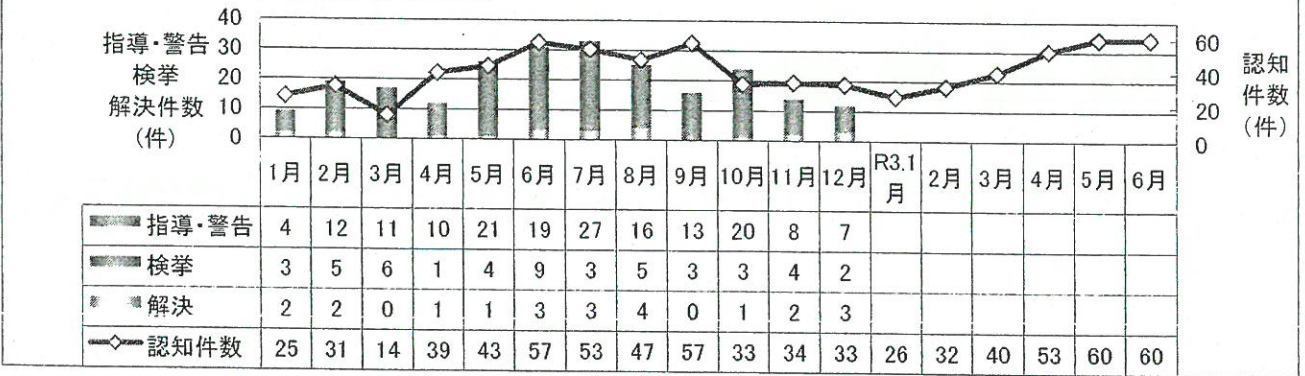
- 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
- 犯罪少年 刑罰法令に違反する行為をした14歳以上20歳未満の者
- 触法少年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
- 刑法犯少年 刑法に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年
- 特別法犯少年 刑法以外の法律に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年(道路交通法関係の違反を除く。)
- ぐ犯少年 将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行い警察に補導された20歳未満の者
- 初発型非行 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領の総称。他の非行の入り口となりやすい。

## 6 子ども・女性に対する声かけ事案等の状況

- 令和2年中の県内の声かけ事案等の認知件数は466件で、前年より34件減少しています。
- 行為者特定件数は238件で、前年より37件（18.4%）増加し、行為者特定率は51.1%となっています。

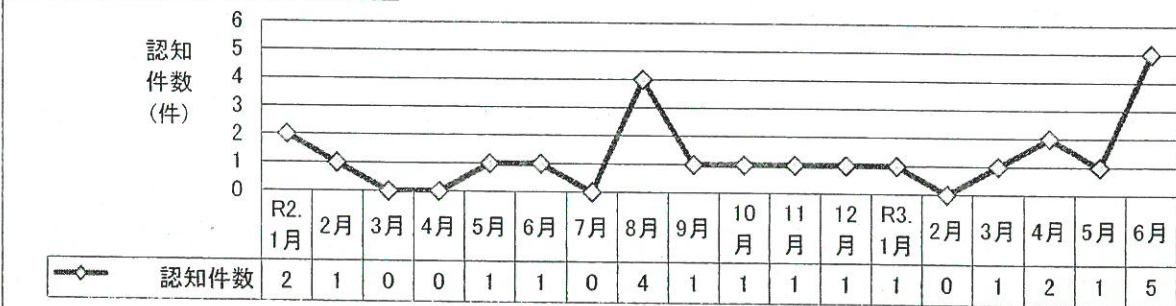
### 【岩手県】

声かけ事案等の認知・検挙状況等の推移



### 【管内】

声かけ事案等の認知状況の推移



### 【R3管内発生の声かけ事案等】

- 声かけ
  - ・ 商業施設内において8歳女児が高齢男性から「家に連れていこうか」と声を掛けられた
  - ・ 小学生男児が外で迎えを待っていたところ、中年女性から「車に行かない」等と声を掛けられた
- つきまとい
  - ・ 商業施設内において10歳女児が中年男性に後をつけられた
- 公然わいせつ
  - ・ 商業施設内において、女子学生が中年男性に陰部を見せつけられた

### <用語の説明>

声かけ事案等： 子ども・女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい事案、迷惑防止条例違反(痴漢、盗撮)、軽犯罪法違反(のぞき等)等をいう。

指導・警告： 法令違反に該当する事実の立証が困難な場合に、同種行為を繰り返さないよう指導するとともに、法令に違反すれば検挙する旨警告すること。

解決： 善意の声かけ等であって性犯罪等の前兆ではないと判明した事案をいう。

# 防犯パトロールカード作製・配布事業実施要領（案）

## 1 趣 旨

昨今、岩手県内では、子どもや女性に対する声かけ事案等が多発しており、令和2年中の認知件数は466件となっています。

声かけ事案の中には、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆となるものもあり、地域における子どもや女性の安全確保が課題となっています。

こうしたことから、子どもや女性が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、自動車の運転時に『ながらパトロール』を行えるよう、防犯パトロールカードを作製・配布し、子どもや女性の見守りと地域の防犯意識の高揚を図るものです。

## 2 主 催

大船渡市地域安全推進協議会（協力：大船渡警察署）

## 3 作製枚数等

- ・大船渡市地域安全推進協議会委員の所属団体から配布枚数の希望を募ります
- ・A5版のラミネート加工とする

## 4 配 布 先

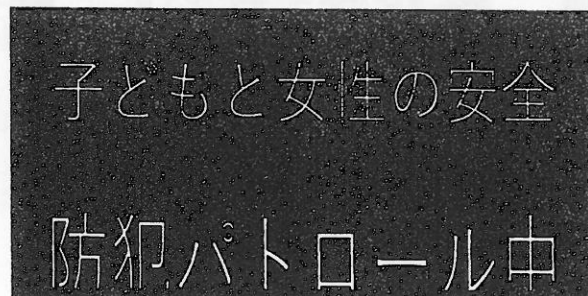
大船渡市地域安全推進協議会委員の所属団体

## 5 実施方法

大船渡市地域安全推進協議会委員の所属団体を通じて市民にパトロールカードを配布し、通勤や買い物等で市内を走行する際に、車両のダッシュボード等に掲示してもらうことで、『地域の目』による子どもと女性の見守り活動を実施する。

なお、不審者や不審車両などを見つけた場合は、大船渡警察署（Tel26-0110※緊急時は110）に通報することとし、自身に危害が及ぶような行動は慎んでもらう。

## 6 パトロールカードイメージ図



←青地に白字

大船渡市地域安全推進協議会  
大船渡警察署

←黄地に黒字

## 防犯パトロールカードの配布実績について

### 【実績】

- 平成 28 年度 配布枚数 600 枚
- 平成 29 年度 配布枚数 600 枚
- 令和元年度 配布枚数 460 枚
- 令和 2 年度 配布枚数 55 枚                      合計 1,715 枚配布

#### <配布先>

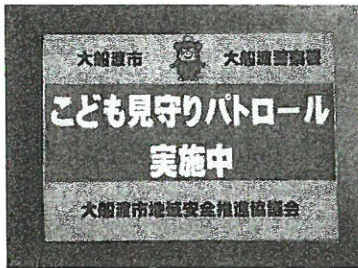
気仙地区少年警察ボランティア協会、大船渡市社会福祉協議会、大船渡市防犯協会連合会  
大船渡市民生児童委員協議会、大船渡地区人権擁護委員会、大船渡市各種女性団体連絡協議会  
大船渡市更生保護女性の会、岩手県高等学校長協会気仙支会、大船渡市小中学校長会  
大船渡市 PTA 連合会、気仙地区保護司会、大船渡商工会議所、大船渡市農業協同組合  
大船渡市水産振興連絡会、大船渡市交通指導隊、大船渡市交通安全母の会連合会、大船渡警察署  
岩手県タクシー協会気仙支部

### 【今後の取組みについて】

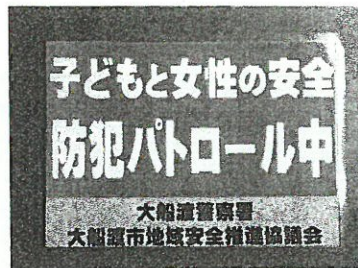
これまでに配布したパトロールカードを掲示している車が増えたことにより、地域の防犯意識の高揚が図られ、車に掲示しているだけで、通勤や買い物など、普段の生活の中で「地域の目」の役割を果たしており、子どもや女性の安全・安心の確保に貢献しているものと思われま

す。今後は、当協議会委員の所属団体において、まだパトロールカードをお持ちでない方にも取組んでいただくため、配布枚数の希望を募り、普及に取り組んでいきます。

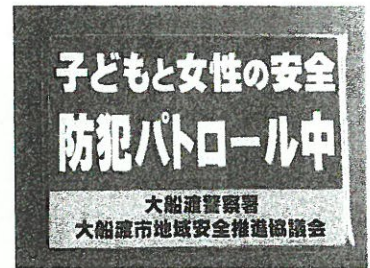
平成 28 年度版



平成 29 年度版



令和元年度版～



## パトロールカード配布

地域安全推進協議会 市内のタクシー会社に

大船渡

大船渡市地域安全推進協議会（江刺由紀子会長）はこのほど、子どもや女性の見守りと地域の防犯意識を啓発する「防犯パトロールカード」を作製した。17日に県タクシー協会気仙支部に加盟する市内の5社に配布し、業務中の見守り活動や地域の安全確保へ協力を呼びかけた。

昨今、県内では子どもや女性に対する声かけ事案が多発。中には、略取・誘拐や性犯罪などの重大な犯罪の前兆となるものもあり、地域における子どもや女性の安全確保が課題となっている。

これを受け、同協議会では平成28年度から、大船渡警察署などと連携して防犯パトロールカードを活用した防犯活動を展開。これまで、市内の各種団体に計1660枚配布し

ており、本年度は初めてタクシー協会に協力を要請。市内5社に計55枚を配布し、車両のダッシュボードなどに掲示してもらったことで、防犯に対する意識高揚などにつなげる。

この日は、同支部の例会に合わせて配布を実施。江刺会長が同支部の菅野均支部長にカードを手渡し、「地域住民と近い距離で活動

されているみなさまの協力をお願いしたい」と呼びかけた。

カードはA5判で「子どもと女性の安全」「防犯パトロール中」と大きく表示。掲示者が不審者や不審車両を見つけた場合には、ただちに大船渡署へ通報することを求め、「自身に危害が及ぶような行動は慎んでほしい」としている。

菅野支部長は「われわれタクシードライバーは、常に事件・事故や不審者に気を配りながら業務にあたっている。防犯パトロールカードを掲示することで、地域の防犯に対する意識を高めていければ」と話していた。

菅野支部長（左）に防犯パトロールカードを手渡す江刺会長



### 令和3年度大船渡市内小中学校・高校夏休み期間

学 校 名	期 間	備 考
盛 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
大 船 渡 小 学 校	7月22日(木)～8月17日(火)	27日間
末 崎 小 学 校	7月22日(木)～8月17日(火)	27日間
赤 崎 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
猪 川 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
立 根 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
日 頃 市 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
大 船 渡 北 小 学 校	7月22日(木)～8月17日(火)	27日間
綾 里 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
越 喜 来 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
吉 浜 小 学 校	7月22日(木)～8月18日(水)	28日間
第 一 中 学 校	7月28日(水)～8月18日(水)	22日間
大 船 渡 中 学 校	7月28日(水)～8月18日(水)	22日間
末 崎 中 学 校	7月27日(火)～8月17日(火)	22日間
東 朋 中 学 校	7月27日(火)～8月17日(火)	20日間
大 船 渡 高 校	7月28日(水)～8月17日(火)	21日間
大 船 渡 東 高 校	7月27日(火)～8月16日(月)	21日間

大船渡市地域安全条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を定める者及び滞在する者並びに市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に関する事項を推進するものとする。

2 市は、地域の安全に関する事項を推進するに当たっては、関係する機関及び団体と連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的が達成されるよう協力するものとする。

(地域安全推進協議会の設置)

第5条 地域の安全活動を円滑かつ総合的に推進するため、大船渡市地域安全推進協議会を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

大船渡市地域安全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市地域安全条例（平成12年大船渡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の安全に関する事項)

第2条 条例第3条に規定する地域の安全に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚に関する事。
- (2) 市民及び事業者の自主的な安全活動の推進に関する事。
- (3) 地域の安全環境の整備及び改善に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(地域の安全活動等)

第3条 条例第4条に規定する自らの生活の安全確保及び地域の安全活動は、次のとおりとする。

- (1) 安全な生活を営むための情報収集に関する事。
- (2) 安全な生活確保のための実践活動に関する事。
- (3) 地域及び事業者の安全活動のための研修に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全に関する事。

(協議事項)

第4条 条例第5条に規定する大船渡市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の生活安全に関する事。
- (2) 犯罪、事故等の現状把握に関する事。
- (3) 犯罪、事故等の未然防止に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全の推進に関する事。

(組織)

第5条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市関係職員及び県の関係行政機関の職員
- (2) 関係団体に所属する者のうちから当該団体の代表が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。